

1. 石狩市自殺対策行動計画（仮称）策定の概要

- ◆ 計画策定の背景 自殺対策基本法（平成 28 年 3 月改正）
第 13 条 市町村は、自殺対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。
- ◆ 検討組織 ① 自殺対策行動計画策定委員会 ② 庁内関係課会議
- ◆ 内容・目標値等 下記資料等を参考に作成する。
① 自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月閣議決定）
② 市町村自殺対策計画策定の手引き（平成 29 年 11 月厚労省）
③ 平成 29 年度モデル事業の全国 14 市町村の計画
- ◆ 石狩市健康づくり計画〈第 2 次〉との関連
平成 31 年の中間評価の際に、自殺死亡率や関連施策の整合性を図る。

目標項目	現状 (H27 年)	目標 (H35 年)	国の目標 (H34 年)	備考 (H26 年)
自殺死亡率の減少 〈人口 10 万人当たり〉	19.4 (H22～26)	19.0 以下 ※中間評価で見直し	19.4 (H28 年まで)	全道 20.7 全国 19.7

※ 石狩市健康づくり計画〈第 2 次〉47 頁

2. 自殺総合対策大綱〈平成 29 年 7 月閣議決定〉概要

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

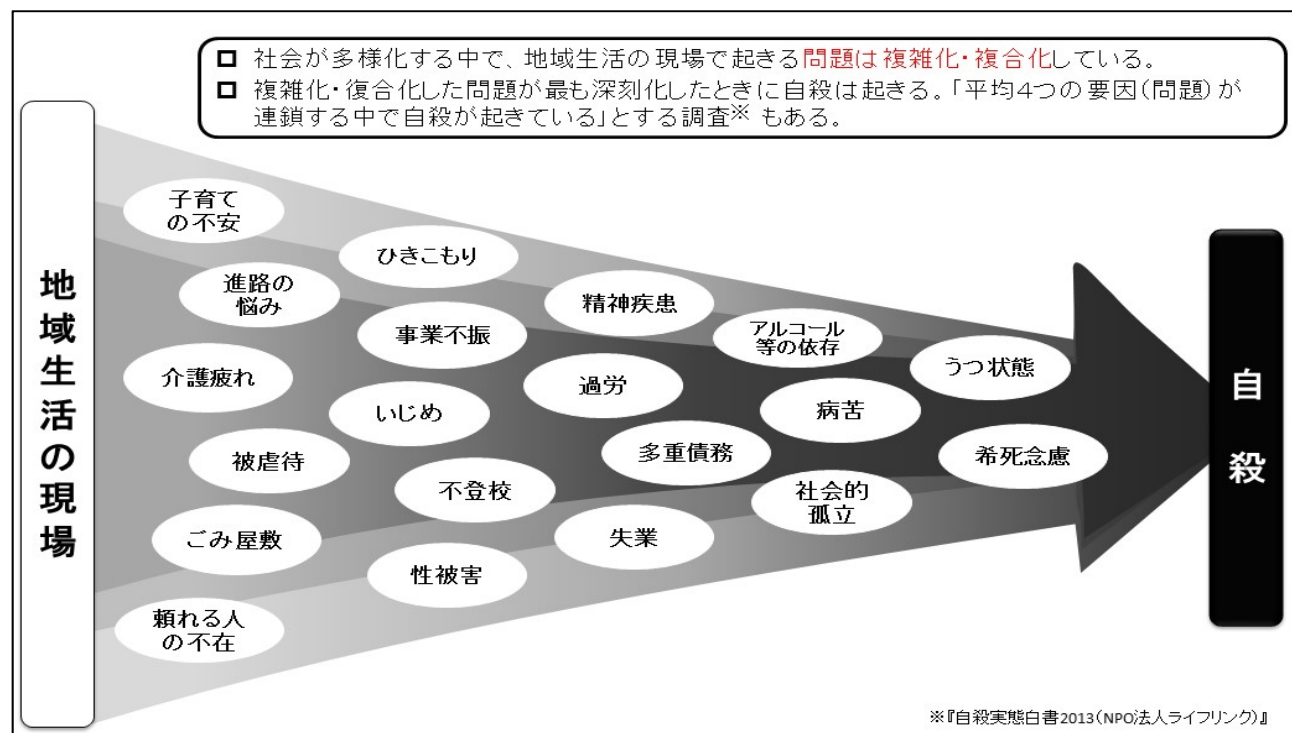
- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

3. 自殺の危機要因イメージ図 (厚生労働省資料)



4. 自殺の危機経路 (NPO ライフリンク資料)

